

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び上越市財務規則（昭和 46 年規則第 35 号）第 67 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 3 月 28 日

上 越 市 長 中 川 幹 太

記

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は主たる事務所の所在地  
名 称 第四ジェーシービーカード株式会社  
所在地 新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号  
  
名 称 第四ディーシーカード株式会社  
所在地 新潟市中央区東大通 2 丁目 1 番 18 号  
  
名 称 三菱UFJニコス株式会社  
所在地 東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号
- 2 指定納付受託者の指定をした日  
令和 5 年 8 月 30 日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入等の種類  
戸籍住民基本台帳手数料  
複写機使用料  
税務証明手数料  
閲覧手数料  
試乗標識貸与手数料  
上越斎場使用料  
頸北斎場使用料
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで